**「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和2年2月25日）概要**（大阪府作成）

資料１－１

**１．現在の状況と基本方針の趣旨**

・国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生。一部地域には小規模患者クラスター（集団）が把握される状況。

・クラスターが次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要。

**４．新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項（主な内容）**

**（１）国民・企業・地域等に対する情報提供**

・正確でわかりやすい情報提供や呼びかけによる冷静な対応の促進

・休暇取得や時差通勤、テレワーク等の推進、イベント開催の必要性の検討の要請　など

**（２）国内での感染情報の把握**

・現行の対策（疑似症患者・濃厚接触者の把握、PCR検査等）に加え、

今後、地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行　等

**（３）感染拡大防止策**

・患者クラスターが発生しているおそれがある場合の施設休業やイベント自粛等の要請

・高齢者施設等、公共交通機関等における施設内感染対策の徹底

・今後、地域で患者数が継続的に増えている状況では、健康観察は縮小し、広く外出自粛の協力を求める対応にシフト。

・学校等における感染対策の方針の提示及び臨時休業等の要請。

**（４）医療提供体制（相談センター／外来／入院）**

・現行の対策（帰国者・接触者相談センター、帰国者・接触者外来への誘導、PCR検査の実施や入院措置等）に加え、

今後、地域で患者数が大幅に増えた状況では、一般の医療機関で、感染対策を講じたうえで外来受入れ。重症者を多数受け入れる見込みの感染症指定医療機関から順に帰国者・接触者外来を段階的に縮小。風邪症状が軽度である場合、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に相談センター等に相談したうえで受診（高齢者や基礎疾患を有する者については、より早期・適切な受診につなげる）。風邪症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等には電話による診療等

・病床や人工呼吸器等の確保や地域の医療機関の役割分担など、適切な入院医療の提供体制の整備等。その他、院内感染対策、高齢者施設等での対策等

**（５）水際対策**

・現行の入国制限、渡航中止勧告等は引き続き実施する一方で、検疫での対応については、国内の感染拡大防止策や医療提供体制等に応じて運用をシフト

**（６）その他**

・マスクや消毒液等の増産・供給の要請や過剰な在庫等の抑制、中国から一時帰国した児童生徒等へ学校の受入れ支援やいじめ防止等の取組　など